

裁判年月日 平成25年12月13日 **裁判所名** 東京地裁 **裁判区分** 判決
事件番号 平23(ワ)25266号・平23(ワ)25267号
事件名 損害賠償等請求事件
裁判結果 一部認容 **文献番号** 2013WLJPCA12138005

要旨

◆区分所有建物である本件マンションにおいて、被告Y1及び同Y2が所有する居室に設置された電気温水器の給湯配管が地震により破損して発生した漏水事故について、その階下の居室（被害居室）の所有者である原告X1、同居室の賃借人である原告クリニック、同居室の居住者である原告X2及び同X3が、それぞれ被告Y1及び同Y2に対し工作物責任に基づく損害賠償金の連帯支払を求めるとともに、原告クリニックが、被害居室に係る住宅用賃貸総合補償保険契約の保険者である被告共済に対し、同契約に基づく保険金及び不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた事案において、本件事故は、本件地震によって、設置の瑕疵があった土地の工作物である本件温水器が回転し、その給湯配管が破損して発生したものであるから、本件温水器の所有者である被告Y1及び同Y2は工作物責任を負うなどとして、原告らの被告Y1及び同Y2に対する請求をそれぞれ一部認容する一方、原告クリニックの被保険者性を否定するとともに、本件保険契約時及び本件事故発生後の被告共済の対応に係る不法行為の成立を否定し、原告クリニックの被告共済に対する請求をいずれも棄却した事例

出典

ウエストロー・ジャパン

参照条文

民法1条2項

民法709条

民法715条

民法717条1項

消費者基本法5条1項2号

消費者基本法5条1項4号

保険法2条6号

裁判年月日 平成25年12月13日 **裁判所名** 東京地裁 **裁判区分** 判決
事件番号 平23(ワ)25266号・平23(ワ)25267号
事件名 損害賠償等請求事件
裁判結果 一部認容 **文献番号** 2013WLJPCA12138005

平成23年(ワ)第25266号損害賠償等請求事件(第1事件),
同第25267号損害賠償等請求事件(第2事件)

中華人民共和国香港特別行政区(以下省略)

第1事件原告 X1(以下「原告X1」という。)

東京都港区(以下省略)

第2事件原告 医療法人社団くちばクリニック(以下「原告
クリニック」という。)

同代表者理事長 X2

東京都港区(以下省略)

第2事件原告 X2(以下「原告X2」という。)

同所

第2事件原告 X3(以下「原告X3」という。)

上記4名訴訟代理人弁護士 田村公一

同 松田聰

同訴訟復代理人弁護士 川端啓之

東京都千代田区(以下省略)

第1事件・第2事件被告 Y1(以下「被告Y1」という。)

東京都杉並区(以下省略)

第1事件・第2事件被告 Y2(以下「被告Y2」という。)

上記2名訴訟代理人弁護士 神谷宗之介

東京都千代田区(以下省略)

第2事件被告 株式会社宅建ファミリー共済(以下「被告共
済」という。)

同代表者代表取締役 A

同訴訟代理人弁護士 竹内浩

主文

1 被告Y1及び被告Y2は、原告X1に対し、連帯して386万8229円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告Y1及び被告Y2は、原告クリニックに対し、連帯して218万1889円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被告Y1及び被告Y2は、原告X2に対し、連帯して11万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 被告Y1及び被告Y2は、原告X3に対し、連帯して11万円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 原告らの被告Y1及び被告Y2に対するその余の請求並びに原告クリニックの被告共済に対する請求をいずれも棄却する。

6 訴訟費用は、原告X1に生じた費用の5分の3と被告Y1及び被告Y2に生じた費用の100分の32を原告X1の負担とし、原告クリニックに生じた費用の3分の2と被告Y1及び被告Y2に生じた費用の100分の23を原告クリニックの負担とし、原告X2及び原告X3に生じた費用の5分の4と被告Y1及び被告Y2に生じた費用の100分の5を原告X2及び原告X3の負担とし、原告らに生じたその余の費用と被告Y1及び被告Y2に生じたその余の費用を被告Y1及び被告Y2の負担とし、被告共済に生じた費用を原告クリニックの負担とする。

7 この判決は、第1項から第4項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 第1事件

(1) 被告Y1及び被告Y2は、原告X1に対し、連帯して900万4416円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告Y1及び被告Y2の負担とする。

(3) 仮執行宣言

2 第2事件

(1) 被告Y1及び被告Y2は、原告クリニックに対し、連帯して630万6690円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告Y1及び被告Y2は、原告X2及び原告X3各自に対し、連帯して62万6000円及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被告共済は、原告クリニックに対し、375万6000円及びこれに対する平成23年3月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

(5) 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 (1) 第1事件 (原告X1の請求)

第1事件は、東京都港区〈以下省略〉所在のaマンション (以下「本件マンション」という。) 605号室 (以下、単に「605号室」という。) の区分所有者である原告X1が、本件マンション705号室 (以下、単に「705号室」という。) の区分所有者である被告Y1及び被告Y2 (以下「被告Y1ら」という。) に対し、705号室に設置されていた電気温水器 (以下「本件電気温水器」という。) の脚がアンカーボルトで床面に固定されていなかったこと等により、東日本大震災の際、本件電気温水器が横方向に回転してその給湯配管が破損し、705号室から605号室への漏水事故 (以下「本件事故」という。) が発生した結果、原告X1は605号室の修繕工事をせざるを得なくなり、同工事費相当額の損害を被ったとして、工作物責任 (民法717条1項) に基づき損害賠償金900万4416円及びこれに対する不法行為の日である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

(2) 第2事件 (原告クリニック、原告X2及び原告X3の請求)

第2事件は、605号室の賃借人である原告クリニック並びに同室の居住者である原告X2及び原告X3 (以下、「原告X2ら」といい、原告クリニックと併せて「原告クリニックら」という。) が、本件事故によって電化製品、衣類等の汚損による損害及び精神的損害等を被ったとして、①705号室の区分所有者である被告Y1らに対し、工作物責任に基づき、(a) 原告クリニックの物的損害についての損害賠償金630万6690円及びこれに対する不法行為の日である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払 (うち300万円及びこれに対する弁済期の経過した後である同月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金について被告共済とも連帯支払)、(b) 原告X2らの精神的損害についての損害賠償金計125万円2000円及びこれに対する不法行為の日である同月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払、②被告共済に対し、住宅用賃貸総合補償保険契約に基づき保険金300万円及び不法行為に基づき損害賠償金75万6000円並びにこれらに対する弁済期の経過した後である同月21日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払 (うち300万円及びこれに対する同遅延損害金について被告Y1らとも連帯支払) を求める事案である。

2 前提事実

(1) 当事者

ア 原告X1は、605号室の区分所有者であり、原告クリニックに対し、平成21年8月から同室を賃貸している (弁論の全趣旨)。

原告X2は、原告クリニックの理事長、原告X3は原告X2の妻であり、いずれも605号室に居住している (原告X3本人)。

イ 被告Y1らは、いずれも705号室の区分所有者であって、本件電気温水器の所有者である (弁論の全趣旨)。

ウ 被告共済は、原告クリニックとの間で605号室について住宅用賃貸総合補償保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結した保険者である（争いのない事実）。

(2) 本件事故

平成23年3月11日午後2時46分頃、東日本大震災が発生した。その直後頃、705号室に設置されていた本件電気温水器の上部の給湯配管の接続口部の配管継手が破損し、705号室から605号室への漏水事故（本件事故）が発生した。本件電気温水器の脚は、アンカーボルトで床面に固定されていなかった。（甲2，44）

(3) 本件保険契約

本件保険契約の約款（以下「本件保険約款」という。）には、被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水又は溢水による水漏れによって保険の対象について生じた損害に対し、損害保険金を支払う旨及びこれに伴う費用保険金を支払う旨が規定されている（1条1項4号本文，10条1項，2項）。また、本件保険約款は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波によって生じた損害については損害保険金及び費用保険金を支払わない旨が規定されている（2条2項2号，11条3項2号。以下、各規定を「本件地震免責条項」という。）。（甲19，乙口2）

3 争点

(1) 本件事故の原因及び被告Y1らの工作物責任の有無

(原告らの主張)

ア 本件電気温水器は、土地に接着した建物である本件マンションの705号室に床面並びに給水、給湯及び排水配管で接合しており、本件マンションの水道設備と一体となってその機能を果たすものであるから、「土地の工作物」に当たる。

イ 本件事故は、705号室に設置されていた本件電気温水器の脚がアンカーボルトで床面に固定されていなかったこと、本件電気温水器の配水管が老朽化していたこと、水道メーターの止水栓が開いていたことにより、東日本大震災の際、本件電気温水器が横方向に回転し、その上部の給湯配管が破損して発生したものである。

本件電気温水器の取扱説明書、据付工事説明書及びメーカーのホームページには、本件電気温水器の設置に当たってはアンカーボルトで固定されなければならない旨が記載されていたから、本件電気温水器の設置に瑕疵があった。

被告らは、また、経年劣化により老朽化した給湯配管の交換を怠り、さらに、空室時には水道メーターの止水栓を閉めておくことが原則であるのにこれを怠ったから、本件電気温水器の保存に瑕疵があった。

したがって、本件電気温水器は、通常有すべき安全性を具備しておらず、設置又は保存に瑕疵があった。

(被告Y1らの主張)

ア 本件電気温水器と705号室の唯一の接点は配管であり、本件電気温水器は705号室の外壁又は内壁に接触又は固定されていたわけではなかった上、その脚もアンカーボルトで本件マンションに固定されていなかったから、本件電気温水器は、人為的に建物に固定されていたとはいえない。また、本件電気温水器は、建物から独立して温水を供給するも

のであり、建物に不可分に付属していたものではなかったから、機能的にも建物と一体であったと評価することはできない。

したがって、本件電気温水器は、「土地の工作物」に当たらない。

イ 本件電気温水器の脚はアンカーボルトで床面に固定されていなかったが、固定されていない電気温水器等の給湯器が東日本大震災により転倒したとの報告が国土交通省に多数寄せられている状況からすれば、本件事故当時、電気温水器等の給湯器がアンカーボルトで固定されていない事案は多数存在していたものと推測され、本件電気温水器がアンカーボルトで固定されていることが通常有すべき安全性とはいえない。仮に、本件電気温水器設置の際、その脚をアンカーボルトで固定すべきであったとしても、その義務を果たすべきは設置業者である株式会社ミクニ（以下「ミクニ」という。）であり、本件電気温水器設置後、被告Y1らが、自ら又は業者に依頼するなどして本件電気温水器の脚をアンカーボルトで固定する義務を負うものではないから、本件電気温水器の設置に瑕疵はなかった。

また、本件電気温水器の給湯配管は、平成18年頃に交換したものであって、経年劣化により老朽化していたとはいえないし、さらに、賃借人候補者が内覧する際、温水の出方を含めて水回りの状況を確認することが多く、空室であっても、水道メーターを止水しておくことはできないから、本件電気温水器の保存に瑕疵はなかった。

したがって、本件電気温水器の設置又は保存に瑕疵はなかった。

（被告共済の主張）

被告Y1らの主張と同じ。

（2）原告X1の損害（被告Y1らの関係）

（原告X1の主張）

原告X1は、本件事故により、下記アからウのとおり、合計900万4686円の損害を被った。

ア（ア） 家賃収入

3月分賃料（3月11日以降日割り） 33万8709円

4月分賃料 50万0000円

家賃収入合計 83万8709円

（イ） 修繕工事費

建築・電気・設備工事 504万0000円

建築・電気・設備追加工事 38万8500円

照明器具張替塗装工事 7万9590円

敷物工事 63万5470円

工事管理費 55万2000円

修繕工事費合計 669万5560円

なお、修繕工事費は、漏水被害を被った箇所についての必要最小限度の原状回復工事によるものだけを請求している。605号室は、昭和62年に3539万8000円をかけて内装の改装（リフォーム）工事をした。住宅用鉄骨鉄筋コンクリート建物の内装の税務上の耐用年数は47年であって、上記リフォーム工事から24年経過後の本件事故当時の残存価値

は、少なくとも1670万7856円(35,398,000円-(35,398,000円×0.022(減価償却率)×24))であった。

(ウ) 物的損害合計 753万4269円

イ 弁護士費用 147万0147円

ウ 損害額合計 900万4416円

(被告Y1らの主張)

ア 家賃収入について

原告X1は、原告クリニックに対し、原告X1の親族が所有する物件を賃料月額50万円で賃貸し、家賃収入を得ていたといえ、家賃収入相当額の損害は生じていない。

イ 修繕工事費について

(ア) a 修繕工事は、20年以上前の仕様を現在の最新式の仕様に変更するものであって、原状以上の状態に改善されていることは明白である。被告Y1らの全面的な負担によって原告X1の所有物の状態が改善されることは、損害の公平な分担という損害賠償の基本理念に反する。

物的損害は、被害物件を修理する以外に同種の物を入手することができないような特別な事情がない限り、被害物件の価値を限度とすべきである。耐用年数が延びたことによって原告X1は利益を得たといえるのであり、支出を早められたことによる損害のみが、本件事故と相当因果関係のある損害というべきである。

b 605号室の内装は、本件事故当時、昭和62年のリフォーム工事から24年が経過しており、付帯設備の税務上の耐用年数は22年であること、改修工事を行うことも時間の問題であったこと等から、無価値又は著しく廉価であった。

建築・電気・設備工事及び建築・電気・設備追加工事(計542万8500円)及び照明器具張替塗装工事(7万9590円)の耐用年数は15年、敷物工事(63万5470円)の耐用年数は6年とされており、これらの耐用年数に従って、相当の減額がされるべきである。

(イ) 被告Y1らの依頼した業者の見積りによれば、605号室に同等の修繕工事を行ったとしても395万円で足り、原告X1の主張する修繕工事費は高額である。原状回復工事であるならば、新たな設計作業は伴わないはずであり、工事管理費は不要であるし、修繕工事で用いられた資材等が本件事故発生前の資材等と同等、同一であるかどうかも明らかでない。

また、修繕工事は、漏水被害がなかった箇所についても行われており、被害がなかった箇所の修繕工事費について、被告Y1らが負担する理由はない。図面(甲50)によれば、605号室全体の床面積の約18パーセントには漏水被害がなかったことから、120万5200円(6,695,560円×0.18)は過剰な請求である。

(ウ) 下記a及びbの事情によれば、本件事故と605号室に生じた損害の全てとの間に相当因果関係が認められるわけではないから、相当因果関係のない損害については被告Y1らが負担すべきではない。

a 東日本大震災は平成23年3月11日午後2時46分頃に発生し、本件事故も同時

刻頃に発生したものであるところ、本件マンションの管理人が本件事故発生の報告を受けたのは同日午後4時30分以降であって、この報告の遅れにより損害が拡大した。

b 原告X1が昭和62年3月頃に行った605号室の台所と食堂との間にあった構造壁の撤去が、台所以外の居室への漏水につながり、また、地震に対する強度が下がったため、605号室の電気設備が破壊された可能性がある。

(3) 原告クリニックらの損害

(原告クリニックらの主張)

ア 原告クリニックの物的損害

本件事故により、原告クリニックは、下記(ア)から(ウ)のとおり、合計630万6690円の損害を被った。なお、605号室は原告クリニックの業務社宅としての性質を有し、原告クリニックは、605号室の居住者である原告X2らが安心して生活できるように配慮する義務に違反したことから、原告X2らに対して損害賠償責任を負うこと、原告クリニックと原告X2らは実質的に同一人格であること、605号室内には原告クリニックの所有物と原告X2らの所有物とが混在していたが、原告クリニックらにとって本件訴訟において両者を区別するメリットがないこと、及び605号室内の家財に係る本件保険契約の契約者は原告クリニックであることから、原告クリニックの損害として請求する。

(ア) 家財被害 357万4300円

(詳細は別紙1及び2の原告クリニックらの主張欄のとおり)

発生費用 162万9320円

(詳細は別紙3の原告クリニックらの主張欄のとおり)

物的損害合計 520万3620円

(イ) 弁護士費用 110万3070円

(ウ) 損害額合計 630万6690円

イ 原告X2らの精神的損害

本件事故による水漏れの被害は異常であった。また、被告Y1は、原告X2らに対して形式的に謝罪したのみで誠実に謝罪せず、本件電気温水器の交換の要求にも、転居先が決まるまでホテルの手配の依頼にも応じないなど、本件事故後の被告Y1らの原告らに対する対応は不誠実であった。このため、原告X2らは、財産的損害の賠償では償い切れないほどの多大な精神的苦痛を被った。その金銭的評価は各自50万円を下らない。

(ア) 慰謝料 各自50万0000円(合計100万0000円)

(イ) 弁護士費用 各自12万6000円(合計25万2000円)

(ウ) 損害額合計 各自62万6000円(合計125万2000円)

(被告Y1らの主張)

ア 原告クリニックの物的損害について

否認又は争う。その理由は下記(ア)及び(イ)のとおりである。

(ア) 家財被害について

a 原告クリニックが所有していない物件(テレビ、ゲーム機、ゲームソフト、靴、衣類、写真立て、食品等)及び原告クリニックの医療業務とは無関係な物件(空気清浄器、オ

ーブンレンジ、炊飯器、トースター)が含まれており、原告クリニックの損害とはいえない。

b 物的損害の賠償は、同等品の再調達価格の限度に限定されるべきところ、原告クリニックらの主張する物的損害には、裏付けがなく、その物件自体が無価値なもの（例えば、賞味期限切れの牛乳）や、損害額の主張が本件事故当時の被害物件の価値とかけ離れたもの（別紙1の被告Y1らの主張欄のとおり）がある。

(イ) 発生費用について

a 食費は、原告クリニックの医療業務とは無関係であるし、本件事故が発生していかくとも生じたものであって、本件事故との間に因果関係がない。

b 事務用品代は、本件事故を理由とし、かつ専ら本件事故の対処に伴うものであるとの立証がされていない。

c 交通費は、業務上の移動との区別が明確ではなく、神奈川県三浦郡葉山町所在の原告X2らの自宅への交通費も請求されている上、原告X2らは、公共交通機関ではなくタクシーを利用しており、原告X2らが損害を拡大させたものであるから、交通費は、被告Y1らが負担すべき損害ではない。

d 引越費用及び家賃は、被告Y1らが、原告X2らに対して705号室を無償で使用することを許諾していたのに原告X2らがこれを断ったこと、及び原告X2らは、以前に神奈川県三浦郡葉山町の自宅から通勤していたことがあることからすれば、原告X2らが損害を拡大させたものであって、被告Y1らが負担すべき損害ではない。

また、原告クリニックは、本件事故の有無にかかわらず、家賃月額50万円を負担していたのであるから、家賃相当額の損害はない。

e 動物病院代等は、原告クリニックの医療業務とは無関係であるし、本件事故と飼い犬の下痢との間の因果関係が立証されていない。

f クリーニング代は、本件事故直後の平成23年3月17日分だけでなく、同月19日分から同年4月5日分までを含んでおり、本件事故によって被害を受けた衣類以外が含まれている可能性がある。また、クリーニング後の衣類の保管費用については、十分な広さの仮住まいを確保した後は保管可能であったといえるから、被告Y1らが負担すべき損害ではない。

g 本来、清掃は自ら行うべきものであるから、仮住まいの清掃費用は、被告Y1らが負担すべき損害ではない。

h 通信費は、本件事故が発生しなくても生じたものであって、本件事故を理由とし、かつ専ら本件事故の対処に伴うものであるとの立証がされていない。

i 原告クリニックは、アルバイトに対する人件費を支払った期間分の原告X3に対する人件費（アルバイトに対する人件費よりも高額である。）の支払を免れているから、アルバイトに対する人件費相当額の損害はない。

イ 原告X2らの精神的損害について

事実については否認し、法的評価については争う。

ウ 原告X2らによる損害の拡大

上記(2) (原告X1の損害・被告Y1らの関係) (被告Y1らの主張) イ (ウ) と同じ。

(被告共済の主張・原告クリニックの損害について)

原告クリニックの家財に係る損害は、調査会社の査定に基づく162万6667円を超えて存在しない。その場合の臨時費用保険はその30%である48万8000円を、残取費用保険金は実費である2万1000円を超えることはない(本件保険約款15条, 16条)。弁護士費用は損害として認められない。

(4) 誰が本件保険契約の被保険者か(被告共済の関係)

(原告クリニックらの主張)

本件保険契約の保険契約者は原告クリニックであるところ、本件保険約款によれば、被保険者とは保険の補償を受ける人又は保険の対象となる人である。原告X2は、保険の対象となる人という意味での被保険者であることは明確であるが、保険の補償を受ける人とは限らないし、本件保険契約の保険料の支払義務者は保険契約者である原告クリニックであるから、特別の事情がない限り、保険料の支払義務者が保険金請求権者と考えべきである。

また、本件保険契約に基づく保険金(以下、単に「本件保険金」という。)請求権者が誰であるかは極めて重要であるのに、被告共済は、本件訴状受領から1年以上経過した後に、原告クリニックが本件保険金請求権者ではないと主張したものであり、被告共済の同主張は信義則に反する。

仮に、被保険者である原告X2が本件保険金請求権者であると解する場合であっても、本件保険金の受益において実質的に同一である原告クリニックもまた本件保険金請求権者であると解すべきである。

したがって、本件保険金請求権者は原告クリニックである。

(被告共済の主張)

本件保険契約の保険契約者が原告クリニックであることは認める。しかし、損害保険契約においては、保険料支払義務者としての保険契約者と被保険利益の帰属主体であると同時に保険金請求権の帰属主体である被保険者は概念上明確に区別されており、本件保険契約における家財補償保険及び費用保険の被保険者は、法人等(個人事業主を含む。以下同じ)の役員又は使用人(以下「従業員等」という。)で居住者である原告X2であって、原告クリニックではない(本件保険約款の法人等契約の被保険者に関する特約条項)。また、本件保険契約の対象は、保険証券記載の住宅に収容されている家財であって被保険者の所有物に限られるから、原告クリニックが所有する家財は本件保険契約の対象ではない。

被告共済は、本件訴訟前から、原告クリニックに対し、本件地震免責条項により保険金支払義務を負わない旨主張しており、かつ、被保険者が誰であるかは法令、本件保険契約書及び本件保険約款を見れば明確であるから、被告共済が本件保険契約の被保険者について改めて確認した上で主張することは、何ら信義則に反しない。

したがって、原告クリニックは、被告共済に対し、本件保険金請求権を有していない。

(5) 本件地震免責条項の適用の有無(被告共済の関係)

(被告共済の主張)

ア 本件事故は、東日本大震災によりもたらされた衝撃によって本件電気温水器が破

損して水が噴き出したことによって生じたものであり、原告クリニックが本件事故によって生じたと主張する損害は、地震によって生じた損害として、本件地震免責条項が適用され、被告共済は損害保険金及び費用保険金の支払を免れる。なお、本件地震免責条項における「地震」を限定的に解釈すべきではない。

イ 本件事故は、本件電気温水器の設置又は保存の瑕疵を原因とするものではなく、本件電気温水器には東日本大震災以前には全く問題が生じていなかったから、原告クリニックの主張する損害と地震との間に相当因果関係があることは明らかである。仮に、本件事故が、本件給湯器の設置又は保存の瑕疵を原因とするものであったとしても、原告クリニックが、本件事故が本件給湯器の設置又は保存の瑕疵によってのみ生じたことを立証できない以上、被告共済は本件地震免責条項によって免責される（免責危険優先の原則）。

（原告クリニックらの主張）

ア 本件地震免責条項における「地震」は、戦争、噴火、津波、放射能汚染等と同程度に巨大かつ異常な地震、すなわち社会一般又は当該保険契約の契約者において通常想定される危険の範囲を超えて大規模な損害が一度に発生し、保険契約者の拠出した保険料による危険の分散負担が困難となるような巨大な地震でなければならず、震度5強の地震であってもこれに当たらないところ、本件マンション付近では震度5弱であったのであるから、本件地震免責条項における「地震」に当たらず、本件地震免責条項の適用はない。

イ 本件事故は、被告Y1らの本件電気温水器の設置又は保存の瑕疵がなければ地震があっても生じなかったものである。地震免責条項により免責を主張するためには、当該地震が他の一般的な場合にも同様の効果を生じさせる可能性があることが必要であるところ、本件地震は、震度5弱程度の地震であり、一般的に給水器の破損を生じさせる程度のものであったとはいえないから、本件において、地震免責を主張することはできない。

（6） 被告共済の不法行為責任の有無（被告共済の関係）

（原告クリニックらの主張）

被告共済は、保険商品を消費者に販売する事業者であるところ、本件保険契約の締結に際し、原告クリニックに対し、地震免責について何らの説明もしなかったものであり、これは消費者基本法5条1項2号に違反する。原告クリニックは、地震免責について説明を受けていれば、本件保険契約を締結しなかった。

また、被告共済は、本件事故発生後、原告クリニックらのもとへ調査人B（以下「B調査人」という。）を派遣しながら、B調査人にいかなる資格でいかなる仕事をするものかを説明させず、保険会社として当然行うべき基礎的な調査すら行わなかった。B調査人は、当初、本件事故は東日本大震災によって生じたものではないと考えていたが、被告共済は、B調査人の考えを一方的に変更させて本件事故の原因を東日本大震災によるものであるとし、本件事故について本件地震免責条項により保険金が不支給となることを決定した。被告会社は、本件事故について保険金を支払わない根拠を原告クリニックに対して直接説明せず、B調査人を介して説明させるなどし、原告クリニックら代理人の説明に対しても適切に対処しなかったものである。以上の被告共済の行為は、消費者基本法5条1項4号に違反する。

被告共済の本件保険契約締結時及び本件事故後の苦情処理時の行為は、消費者基本法の精

神及び上記各規定並びに信義則に反しており、被告共済はその違法性を認識しながら本件保険金の支払を拒んでいるものであるから、不法行為に基づき原告クリニックらの弁護士費用75万6000円について損害賠償責任を負う。

(被告共済の主張)

事実については否認し、法的評価については争う。

保険代理店が本件保険契約締結時に原告クリニックに対してどのような説明をしたか不明であるが、現在の損害保険制度では、地震による損害は地震免責条項により一般的に免責され、保険料率もこれを前提に算定されている。このことは、本件保険契約締結時には広く社会に周知されており、本件保険約款にも本件地震免責条項が記載されていた。したがって、被告共済は、地震免責について一般的な情報開示・説明義務を負わない。

また、被告共済は、本件事故後、B調査人を派遣し、B調査人は、調査を開始するに当たって、原告X3に対し、漏水事故は本件保険約款1条に記載されている損害保険金が支払われる事故に含まれるという一般的な説明はしたが、本件事故が東日本大震災により生じたものではないと考えていたわけではなく、調査の結果、本件事故は東日本大震災によって生じたものとの結論に至ったものである。被告共済は、必要な調査も実施したし、本件事故の原因を変更させたものでもない。被告共済は、可能な調査を尽くした上で本件事故が地震による漏水事故であると判断して、その後の交渉等において一貫した態度をとっているにすぎず、何らの違法性の認識もない。

したがって、被告共済は不法行為に基づく損害賠償責任を負わない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件事故の原因及び被告Y1らの工作物責任の有無) について

(1) 認定事実

ア 本件電気温水器は、本体の高さ178.3センチメートル、直径66センチメートル、重さ約49キログラム(満水時は約419キログラム)であって、タンク容量は370リットルである。本件電気温水器は、705号室の給水配管から本件電気温水器のタンクに水を取り込み、タンク内で電気コイルを用いて温水にし、給湯配管を通じて705号室の浴室及び台所に給湯する仕組みとなっていた。(甲11, 12, 43, 44)

イ 本件電気温水器は、ミクニが、平成12年8月28日、被告Y1の依頼に基づき、705号室に設置したものであるところ、その時、ミクニは、本件電気温水器の脚をアンカーボルトで床面に固定しなかった。その後、本件電気温水器は、本件事故発生時まで、下記(ア)から(エ)のような状況で設置されていた。(甲2, 43, 44, 乙イ1, 25, 26)

(ア) 本件電気温水器は、705号室の床面に設置されていたものの、その脚はアンカーボルトで床面に固定されていなかった。

(イ) 本件電気温水器への給水は、本件マンション全体の給水設備から705号室の給水配管(705号室の床下と605号室の天井との間に埋め込まれたもの)及び本件電気温水器の給水配管(705号室の床に埋め込まれたもの)を経由して行われる。705号室の給水配管と本件電気温水器の給水配管(1本)とは、705号室の床下部分でつながっている。

た。

(ウ) 本件電気温水器の給湯配管(2本)は、705号室の浴室及び台所まで壁伝いに設置されており、浴室及び台所では給湯配管は壁に埋め込まれていた。

(エ) 本件電気温水器の排水配管(1本)は、705号室の床に埋め込まれていた。

ウ 平成23年3月11日午後2時46分頃に発生した東日本大震災により、本件電気温水器は、その脚がアンカーボルトで床面に固定されていなかったため、横方向に回転し、その上部の給湯配管の接続口部の配管継手が破損して、705号室から605号室への漏水事故(本件事故)が発生した。この時、被告Y1は、空室であった705号室の水道メーターの止水栓を閉めていなかった。

原告X3は、同日午後4時頃、605号室に帰宅して室内の状況を確認した。その後、同日午後7時頃、本件マンションの他の居住者からの管理人への報告により、本件マンション全体の給水設備の元栓が閉められた。(甲1, 47, 原告X3本人, 乙イ25)

エ 本件電気温水器の取扱説明書及び据付工事説明書並びにメーカーのインターネット上のホームページには、地震時の転倒防止のために本件電気温水器の脚をアンカーボルトで床面に固定し、これを確認すべき旨記載され、また、上記取扱説明書及びホームページには、1か月以上使用しない場合には本件電気温水器の電源を切り、タンク内の水を排水すべき旨記載されている(甲11~13)。

(2) 土地工作物性

上記(1)ア及びイによれば、本件電気温水器は、その脚がアンカーボルトで705号室の床面に固定されていなかったものの、給水及び排水配管が705号室の床に、給湯配管が705号室の壁にそれぞれ埋め込まれ、これにより建物に固定されており、また、本件マンションの給水、排水及び給湯設備と一体となって機能していたことが認められるから、土地の工作物に当たる。

(3) 設置又は保存の瑕疵

上記(1)アからエによれば、本件電気温水器は、高さ約178センチメートル、直径66センチメートル、タンク容量は370リットルで、満水時の重さは約419キログラムにもなり、タンク内の水を電気コイルを用いて温水にするという装置であって、仮に転倒した場合には人命に対する危害や漏水等の被害が生じ得るものであること(乙イ2)、及び上記取扱説明書等においてもその脚をアンカーボルトで床面に固定すべき旨記載されていたことからすれば、その脚をアンカーボルトで床面に固定していなかったことは、本件電気温水器が通常有すべき安全性を欠いていたものといえ、本件電気温水器の設置について瑕疵があったといえる。

(4) 小括

以上によれば、本件事故は、東日本大震災によって、設置の瑕疵があった土地の工作物である本件電気温水器が回転し、その給湯配管が破損して発生したものであるから、本件電気温水器の所有者である被告Y1らは、工作物責任を負う。

2 争点(2)(原告X1の損害・被告Y1らの関係)について

(1) 家賃収入

証拠（甲3）によれば、原告X1は、本件事故により、605号室の平成23年3月11日から同年4月30日までの家賃収入を得られず、家賃収入相当額83万8709円の損害を被ったことが認められる。

これに対し、被告Y1らは、原告X1は原告クリニックに対して原告X1の親族が所有する物件を賃料月額50万円で賃貸して家賃収入を得ていた旨主張するが、原告X1が賃料収入を得ていたと認めるに足りる証拠はなく、上記被告Y1らの主張を採用することはできない。

（2）修繕工事費

ア 証拠（甲1, 4の1・2, 5の1・2, 6の1・2, 7の1・2, 8～10, 17の1・2, 46～48, 50～52, 原告X3本人, 証人C（以下「証人C」という。））によれば、本件事故により、605号室の台所の天井が落ち、居間（一部被害なし）、食堂、台所、寝室（一部被害なし）、子供部屋1部屋（一部被害なし）、廊下及び水回りの床が水浸しになるなど、2部屋（納戸及び別の子供部屋1室）を除く、同室の天井、電気設備、照明器具、壁、床及び敷物に漏水被害が発生したこと、原告X1は、本件事故後、605号室の修繕工事を行い、修繕工事費として、下記のとおりの出捐をしたことが認められる。

建築・電気・設備工事 504万0000円

建築・電気・設備追加工事 38万8500円

照明器具張替塗装工事 7万9590円

敷物工事 63万5470円

工事管理費 55万2000円

修繕工事費合計 669万5560円

イ 証拠（甲4の1・2, 5の1・2, 6の1・2, 7の1・2, 8～10, 16, 17の1・2, 22, 24～39, 45, 証人C）によれば、605号室は、昭和49年11月に新築された後、昭和62年10月に3539万8000円をかけて全面的な内装の改修（リフォーム）工事がされたこと（以下「昭和62年工事」という。）、本件事故後の上記修繕工事では、漏水被害のあった箇所について、必要かつ相当な限度で、天井、床及び壁の解体及び張替え、塗装、壁紙・絨毯の張替え等の工事がされ、原告X1の請求する修繕工事費は、これらの工事に関するものだけであることが認められる。

被告らは、605号室のうち、床面積にして約18パーセントに当たる部分については漏水被害がなかったから、原告X1の請求は過剰であると主張するが、証拠（甲17の1・2, 証人C）によれば、実際の工事費用は、被害のあった部分の修繕について必要かつ相当な範囲で計上されていることが認められるから、被告らの主張は理由がない。

また、本件全証拠によっても、被告Y1への本件事故発生への報告が遅れたこと又は上記リフォーム工事によって605号室の台所と食堂との間にあった構造壁が撤去されたことによって損害が拡大したと認めるに足りない。

ウ しかし、被害者の経済状態を被害を受ける前の状態に回復させ、また、損害の公平な分担を図るといふ損害賠償制度の趣旨からすれば、上記修繕工事のうち本件事故と相当因果関係のある損害は、当該修繕工事が本件事故による被害を回復するために必要かつ相

当なものであって、かつ修繕箇所の本件事故当時の時価の限度に限られると解すべきである。本件事故当時の時価は、本件事故当時に被害を受けた物件と同一の種類、同程度の使用状態の物件を市場において取得するのに要する価額によって定めることができるが、本件のように不動産を修繕したような場合には、市場における取得価格を明らかにすることは困難であるから、過去の取得価格に経年減価を施し、残存価値を算定することにより求めるのが相当である。

もっとも、上記のとおり、昭和62年工事は全面的な改修工事であり、本件事故後の工事は漏水により被害のあった部分について行われたものであるから、昭和62年工事のうち、どの部分が本件事故後の工事に対応するかは明らかではなく、昭和62年工事のうち、本件事故後の工事に対応する部分の残存価値を直接算定することはできない。そこで、本件においては、昭和62年工事のうち本件事故後の工事に対応する部分の費用は、本件事故後の工事費用と同額であり、この費用の分だけ605号室の価値が増加したと考えた上で、その額に経年原価を施した額をもって残存価値と評価するのが相当である。なお、原告X1は、本件事故後の工事により事故前の状態が完全に復元されたわけではないことや605号室の強度が低下していることを理由に、本件事故後の工事により原告X1が利得することはないと主張し、証拠(証人C)には、これに沿う部分があるが、具体性を欠くものであって、残存価値についての上記判断を左右するには足りない。

エ 上記のとおり、605号室については、新築された昭和49年11月から13年経過した昭和62年10月に昭和62年工事がされ、その後、本件事故(平成23年3月11日発生)まで23年以上経過している。そして、税務上、本件マンションの耐用年数は47年であり(住宅用鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造建物。甲45)、建物の内部造作物については建物附属設備に該当する場合を除き、区分しないで当該建物の耐用年数が適用される(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一、耐用年数の適用等に関する取扱通達第1章第2節3)。

ただし、建築・電気・設備工事及び同建築・電気・設備追加工事のうち、壁、天井クロスについての工事(32万1500円)及び給排水衛生設備工事(クロス張替えに伴う便器脱着)(5万2000円)並びに照明器具張替塗装工事(7万9590円)及び敷物工事(63万5470円)の合計108万8560円については、数年ごとに張替えや交換を要するものに係る工事であるし、建築・電気・設備工事及び同建築・電気・設備追加工事のうち電気設備工事(14万円)及び空調換気床暖房設備工事(23万5000円)については建物附属設備工事に該当し、税法上、耐用年数が13年ないし15年とされる(耐用年数の適用等に関する取扱通達第1章第2節3)から、いずれも本件事故当時耐用年数が経過しており、本件事故当時の残存価値はこれらの工事の合計額(146万3560円)の10%である計14万6356円であったと認めるのが相当である。そして、工事管理費は、工事費の9%として算定されているから、上記各工事に対応する部分の工事管理費としては、1万3172円のみが認められる。

上記アの修繕工事費(工事管理費を除く)から上記各工事の合計額を控除した残額は、468万円であるところ(6143560-1463560=4680000)、これらの工

事の耐用年数は47年で、23年が経過したから、残存価値は、231万1920円となる（ $4680000 - 4680000 \times 0.022 \times 23 = 2311920$ ）。そして、この部分に対応する工事管理費は20万8072円となる（ $2311920 \times 9\% = 208072$ ）。

以上によれば、修繕箇所の本件事故当時の時価は、上記の合計である267万9520円となるから、修繕工事費用669万5560円のうち、本件事故と相当因果関係のある損害は、267万9520円と認めるのが相当である。

(3) 弁護士費用

上記不法行為と相当因果関係に立つ弁護士費用は35万円と認めるのが相当である。

(4) 小括

以上によれば、原告X1の被告Y1らに対する損害賠償請求は、386万8229円の限度で理由がある。

3 争点(3) (原告クリニックらの損害) について

(1) 原告クリニックの物的損害

ア 原告クリニックらは、本件事故による605号室の家財被害及びその後の発生費用は全て原告クリニックの損害である旨主張し、被告Y1らは、これらに原告クリニックの損害とはいえないものも含まれる旨主張する。

前記第2の2(1)ア及び証拠(甲1, 47, 原告X3本人)によれば、原告クリニックが605号室を事務所として賃借し、原告クリニックの理事長である原告X2, その妻である原告X3及び兩名の子が同室に居住していたこと、同室内の家財には原告クリニックの所有物と原告X2らの所有物が混在していたことが認められる。また、発生費用についても原告クリニックが負担すべきものと原告X2らが負担すべきものが併せて請求されているといえる。

そのうち、原告クリニックの損害賠償請求が認められるのは、家財被害については原告クリニックが所有していた家財に係る損害に、発生費用については原告クリニックの業務と関係があつて原告クリニックが負担すべき費用に限られ、かつ、本件事故とこれらの損害との間には相当因果関係がなければならぬと解される。

なお、前記2(2)イのとおり、本件全証拠によっても、被告Y1への本件事故発生 of 報告が遅れたこと又は上記リフォーム工事によって605号室の台所と食堂との間にあつた構造壁が撤去されたことによって損害が拡大したと認めるに足りない。

イ 家財被害

(ア) 証拠(甲47, 48, 乙ロ1, 原告X3本人)によれば、原告クリニックは、本件事故により、別紙1及び2の当裁判所の判断欄のとおり、家財被害について117万8500円の損害を被つたことが認められる。

(イ) 各家財の損害額は、株式会社鑑定ジャパンのB調査人が平成23年3月16日に実施した調査に基づき作成した鑑定書(乙ロ1)の査定価額であると認められる。なお、証拠(甲1, 47, 原告X3本人)によれば、パソコン及びプリンタは、水の直接の被害を受けなかったため、上記調査日には査定を受けておらず、同年5月になって不具合が生じたこ

とが認められるにすぎないから、パソコン及びプリンタの不具合による損害は、本件事故と相当因果関係のある損害とはいえない。

また、ゲーム機、ゲームソフト、靴、衣類及び食品について、原告クリニックの所有物と認めるに足りる証拠はない。

ウ 発生費用

(ア) 証拠(甲21, 47, 原告X3本人)によれば、原告クリニックは、本件事故により、別紙3の当裁判所の判断欄のとおり、発生費用について81万3389円の損害を被ったことが認められる。

(イ) a 食費及び喫茶代

原告クリニックが負担すべきものとはいえない。

b 事務用品代

証拠(甲48, 49)によれば、本件事故の状況を保全し、本件事故を理由とする損害賠償請求等に利用するための資料作成に要する費用であったことが認められる。

c 交通費

収納ケース等の購入のために要した分については、タクシー代を含め、原告クリニックが負担すべきものと認められるが、原告X2らとその子が神奈川県三浦郡葉山町所在の自宅への行き来に要した交通費については、原告クリニックが負担すべきものとはいえない。

d 引越費用、仮住まいの清掃費用及び家賃

前記2(2)アのとおり、605号室は本件事故により漏水被害を受け、修繕工事が行われ、原告クリニックらは605号室を利用することが困難な状況になり、仮住まいに引っ越したことが認められる(原告X3本人)から、修繕工事中の仮住まいへの引越費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

原告クリニックらは、原告X1の両親の好意で仮住まいをすることができたこと(原告X3本人)を考慮すると、仮住まいを出る際の清掃費用についても本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

証拠(原告X3本人)によれば、原告クリニックは、平成23年4月分の仮住まいの家賃50万円を支払った一方で、同月分の605号室の家賃50万円の支払を免れたことが認められる。そうすると、仮住まいの家賃相当額の損害が生じたとはいえない。

e 動物病院代等

原告クリニックが負担すべきものとはいえないし、本件事故と原告X2らの飼い犬の不調との間に相当因果関係を認めることもできない。

f クリーニング代

上記イ(イ)のとおり、衣類を原告クリニックが所有していたと認めるに足りる証拠はなく、衣類のクリーニング代は、原告クリニックの業務との関係で原告クリニックが負担すべきものとはいえない。

g 通信費

605号室に設置されていた固定電話及びパソコンに係る通信費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるが、携帯電話に係る通信費について、本件事故との間に相当因

果関係を認めることはできない。

h アルバイトに対する人件費

証拠（原告X3本人）によれば、原告クリニックは、アルバイトに対する人件費を支払った期間中、原告X3に対する人件費の支払を免れたこと、アルバイトに対する人件費よりも原告X3に対する人件費の方が高額であったことが認められる。そうすると、アルバイトに対する人件費相当額の損害が生じたとはいえない。

エ 弁護士費用

上記不法行為と相当因果関係に立つ弁護士費用は19万円と認めるのが相当である。

オ 小括

以上によれば、原告クリニックの被告Y1らに対する損害賠償請求は、218万1889円の限度で理由がある。

(2) 原告X2らの精神的損害

ア 慰謝料

証拠（甲1, 9, 46～48, 50～52, 原告X3本人）によれば、原告X2らは、本件事故により、前記2(2)アのとおり、居住していた605号室の漏水被害に遭い、仮住まいを余儀なくされるなど生活の平穏を害されて不便な生活を強いられ、その生活上の利益が侵害されたものと認められる。その精神的苦痛に対する慰謝料は、原告X2らにつきそれぞれ10万円（合計20万円）と認めるのが相当である。

なお、原告X2らは、本件事故後の被告Y1らの原告X2らに対する対応が不誠実であったことにより精神的苦痛を被った旨主張し、原告X3はこれに沿う陳述又は供述をする。しかし、これらの陳述を含む本件の全証拠によっても、被告Y1らの本件事故後の原告X2らに対する交渉態度又は行動に違法な点があったとは認められない。

イ 弁護士費用

上記不法行為と相当因果関係に立つ弁護士費用は原告X2らにつきそれぞれ1万円（合計2万円）と認めるのが相当である。

ウ 小括

以上によれば、原告X2らの被告Y1らに対する損害賠償請求は、各11万円（合計22万円）の限度で理由がある。

4 争点(4)（誰が本件保険契約の被保険者か・被告共済の関係）について

(1) 認定事実

ア 原告クリニック（代表者理事長原告X2）は、平成21年7月16日、被告共済との間で、605号室の家財について、住宅用賃貸総合補償保険契約（本件保険契約）を締結した（争いのない事実）。

イ 本件保険契約には、法人等契約の被保険者に関する特約条項の適用があり、同特約は、本件保険契約の被保険者は法人等の従業員等で保険証券記載の住宅に居住する者である旨規定している。また、本件保険約款は、保険の対象は保険証券記載の住宅に収容されている家財で被保険者又はその同居人が所有するものである旨規定している（3条1項, 3項）。（前記第2の2(1)ア, 甲18, 19, 乙ロ2）

ウ 原告クリニックは、被告共済に対し、本件事故により原告クリニックが被った物的損害（前記第2の3(3)ア（原告クリニックらの主張））について、本件保険契約の家財総合補償の限度である300万円の保険金の支払を請求したが、被告共済は、平成23年4月28日付けの書面により、本件事故は本件地震免責条項の適用があるとして、これを拒んだ（甲20）。

(2)ア 上記(1)ア及びイによれば、本件保険契約の被保険者は、原告クリニックの代表者理事長で保険証券記載の605号室に居住する原告X2であることが認められる。そして、保険契約者が被保険者のために保険契約を締結した場合、保険金請求権は被保険者に帰属するから、本件保険金請求権は原告X2に帰属するのであって、原告クリニックは本件保険金請求権を有しない。

イ また、上記(1)ア及びイによれば、本件保険契約の対象は605号室に収容されている家財のうち原告X2及びその同居人である原告X3が所有するものであることが認められる。ところが、本件訴訟において、原告クリニックは、605号室の家財は原告クリニックの所有物であるとして本件保険金を請求しているのであって、本件保険契約の対象ではない家財について保険金を請求していることになるから、原告クリニックの本件保険金請求は、この点からも理由がない。

(3) 原告クリニックは、被告共済が本件保険金請求権者は原告クリニックではなく原告X2であると主張することは信義則に反し、本件保険金の受益において実質的に同一である原告クリニックもまた本件保険金請求権者である旨主張する。

しかし、被告共済は、本件訴訟以前から原告クリニックに対する本件保険金の支払を拒み、本件第8回弁論準備手続期日において、本件保険金請求権者が原告クリニックではなく原告X2であるとの主張を提出したのであり、この時点では争点整理は終了していなかったことからすれば、被告共済の主張が信義則に反するものとは認められない。また、原告クリニックと原告X2は法人格が異なるから、本件保険金の受益主体が実質的に同一であるからといって、本件保険契約上、原告クリニックを本件保険金請求権者と解することはできない。

したがって、原告クリニックの上記主張を採用することはできない。

なお、原告X2は、第2事件の訴えの提起時に、被告共済に対し、本件保険金を請求しておらず、被告共済が本件保険契約における被保険者は原告X2であると主張した後も、本件保険金の請求を追加することはなかった。

(4) 小括

以上によれば、原告クリニックは、本件保険金請求権を有しないから、争点(5)について判断するまでもなく、原告クリニックの被告共済に対する保険金請求は理由がない。

5 争点(6)（被告共済の不法行為責任の有無・被告共済の関係）について

証拠（甲19、乙ロ2）によれば、本件保険約款には本件地震免責条項が記載されている事実が認められるから、仮に、原告クリニックの主張するとおり、本件保険契約締結時に被告共済が原告クリニックに対し、本件地震免責条項について明示的に説明をしなかったとしても、それをもって、直ちに被告共済の対応が消費者基本法5条1項2号の精神に反し、不法行為を構成するとはいえない。

また、証拠（乙ロ1, 6, 8, 原告X3本人）によれば、B調査人は、平成23年3月16日、本件事故による漏水被害の調査の際、株式会社鑑定ジャパンの調査人名義の名刺を示した上、上階からの漏水事故として調査を行い、原告X3に対し、保険により対応できるのではないかという趣旨の発言をしたが、保険により対応できるとは断言しなかったこと、この調査の後、被告共済は、本件事故について、本件地震免責条項を理由に本件保険金を支払わない旨の方針を決定したこと、原告X2は、被告共済との間で、本件事故による損害への本件地震免責条項の適用の有無について何度か電話で協議したが、結局、被告共済は、原告クリニックに対し、本件地震免責条項を理由に本件保険金を支払わない旨の書面を送付したことが認められる。

原告クリニックは、被告共済が、B調査人にいかなる資格で調査するのかを説明させなかった、保険会社としての基礎的な調査を行わなかった、本件地震免責条項により保険金を支給しないことについての説明の仕方に問題があったなどと主張するが、上記の事実関係によれば、本件事故後の苦情処理時の被告共済の行為について、消費者基本法5条1項4号の精神及び信義則に反し、不法行為が成立するとはいえず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

7 結論

よって、原告らの被告Y1らに対する各請求は主文第1項から第3項の限度で理由があるからその限度で認容し、原告らの被告Y1らに対するその余の請求及び原告クリニックの被告共済に対する請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 後藤健 裁判官 塚原聡 裁判官 中村玲子)

(以下省略)
